

一般名処方について

ご来院の患者様へ「一般名処方について」

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。

一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「薬品名」でなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。

また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品としては承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。

そのために当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点については、お気軽に医師にお問い合わせください。

菊野病院 管理者